(Qb)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。
(A)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
(aa)　一年目については、六百メートル・トン
(bb)　二年目については、六百四十メートル・トン
(cc)　三年目については、六百八十メートル・トン
(dd)　四年目については、七百二十メートル・トン
(ee)　五年目については、七百六十メートル・トン
(ff)　六年目については、八百メートル・トン
(gg)　七年目については、八百四十メートル・トン
(hh)　八年目については、八百八十メートル・トン
(ii)　九年目については、九百二十メートル・トン
(jj)　十年目については、九百六十メートル・トン
(kk)　十一年目及びそれ以降の各年については、千メートル・トン
(B)　枠内税率は、二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
(ii)　表の5欄に(Qb)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。関税割当ては、次の規定に従って行う。
(A)　合計割当数量は、各年につき百メートル・トンとする。
(B)　枠内税率は、二十・〇パーセントとする。
(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
(Qc)
(i)　合計割当数量は、各年につき五メートル・トンとする。
(ii)　表の5欄に(Qc)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。関税割当ては、次の規定に従って行う。
(A)　合計割当数量は、各年につき千五百メートル・トンとする。
(B)　枠内税率は、八・〇パーセントとする。
(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
(Qd)
(i)　合計割当数量は、各年につき五メートル・トンとする。
(ii)　表の5欄に(Qd)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。関税割当ては、次の規定に従って行う。
(A)　合計割当数量は、各年につき二十三メートル・トンとする。
(B)　枠内税率は、二十一・〇パーセントとする。
(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
(Qe)
(i)　合計割当数量は、各年につき二十一メートル・トンとする。
(ii)　表の5欄に(Qe)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。関税割当ては、次の規定に従って行う。
(A)　合計割当数量は、各年につき二十メートル・トンとする。
(B)　枠内税率は、無税とする。
(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
(Qf)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。
(A)　合計割当数量は、各年につき二十三メートル・トンとする。
(B)　枠内税率は、二十一・〇パーセントとする。
(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
(ii)　表の5欄に(Qf)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。この付録の規定に従って行われる輸入関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し(〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。)、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する(〇・〇〇五は、〇・〇一とする。)。ただし、この3の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される輸入関税であって、次節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
4　次節の日本国の表における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
5　この付録の規定の適用上、「基準税率」とは、次節の日本国の表の3欄に定める税率であって、専ら輸入関税の撤廃及び削減に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。
6　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。
7　この付録の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。
8　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。)。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類				
〇一・〇一	動物（生きているものに限る。）			
〇一〇一・一〇	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
	純粋種の繁殖用のもの			
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のもので			
	ある旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A	X A
	その他のもの		A	
	ろ馬、ら馬及びヒニー			